

公益財団法人篷庵社

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人篷庵社（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第1号に定める事業の対象になる者に交付する助成金等（以下「助成金等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金等の交付対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 薬学等の進歩発展に資するため必要な研究を行う日本国内の満55歳以下の研究者（以下「研究助成」という。）
- (2) 薬学等の進歩発展に資するため必要な研究を行う募集要項に定める地域の研究機関に所属する満45歳未満の研究者（以下「特別研究助成」という。）

(申請者の募集及び資格)

第3条 研究助成の交付希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、この法人の理事、評議員による選出とし、特別研究助成の交付希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は、政府・民間の機関、団体又は個人の如何を問わないものとする。
- 3 募集に関する具体的な事項は、企画会議において定め理事会で決定する。

(申請及び申請期間)

第4条 申請に関する具体的な事項及び申請受付期間については、企画会議において定め理事会で決定する。

(助成金等の使途)

第5条 交付された助成金等の使途は、研究に通常必要とされるものに要する費用とする。

(助成金等交付決定手続等)

第6条 この法人の事務局長は、受け付けた申請書とその申請書に基づき作成した助成金等の予定額を、理事長の承認を得て選考委員会に送るものとする。

- 2 選考委員会は第2条の交付対象となる者を選考し、第2条第2号については順位づけを行い、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

- 3 理事長は、選考委員会の選考結果を理事会に上程し、助成対象者を理事会で決定する。
理事会は決定に当たり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は各申請者に決定事項等を内示するものとする。
- 5 助成金等は、分割した額又は全額をもって申請者に交付する。

(助成金等の決定通知)

第7条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し速やかに書面により通知する。

(研究計画等の変更)

第8条 助成金等の交付の決定を受けたのちに、研究計画等に関し重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(研究費等の使用制限)

第9条 助成金等の交付を受けた者は、第5条の規定に従いその研究等に直接必要な経費に使用しなければならない。

(交付先及び管理)

第10条 助成金等は被助成者の所属施設での委任経理を原則とするが、個人口座への入金を希望する者については、事務局長の判断によりこれを認める。

2 助成金等の交付を受けた者は、領収書及び受領書等関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第11条 助成金等の交付を受けた者は、その年度終了後2ヶ月以内に收支について理事長に報告しなければならない。

(監査)

第12条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を経て助成金等の交付を受けた者に対し、経費並びに研究事項等について報告を求め、又は経理並びに研究の内容等について監査することができる。

(研究報告の発表)

第13条 この法人は、助成金等の交付を受けて実施した研究の全部又は一部を研究助成発表会において口頭発表する。

2 研究報告の要旨は、この法人の刊行物に掲載するものとする。

(刊行物の報告)

第 14 条 助成金等により研究に従事する研究者が、研究の結果の全部若しくは一部を刊行又は発表する場合は、その刊行物又は別刷の一部を添付して理事長に報告しなければならない。

(知的財産権の取り扱い)

第 15 条 この法人は、助成金等による研究の成果に基づく知的財産権については、すべて放棄する。

(実績の報告)

第 16 条 助成金等の交付を受けた者は、研究活動等の終了後 5 ヶ月以内に実績及び研究報告の要旨を理事長に報告しなければならない。

(助成金等の決定の取消、中止及び返還)

第 17 条 助成金等の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき又はその事実が判明したときは、この法人は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1)虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2)対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3)その他この規程の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めたとき

(改廃)

第 18 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

(細則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 1 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 6 月 9 日改定